別表第三号　無線従事者選解任届の様式（第34条の４関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～４　略］

５　社団のアマチュア局にあつては、この様式にかかわらず、適宜の用紙に無線従事者の氏名、無線従事者免許証の番号（第34条の８に規定する外国政府が付与する資格を有する者については、その資格名）を記載して届け出ることができる。ただし、公益社団法人その他これに準ずるものであつて、総務大臣が認めるものは、当該事項のうち総務大臣が認めるものの記載を省略することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　［略］	第二章　［同上］
［第一節～第二節の二　略］	［第一節～第二節の二　同上］
第二節の三　特定無線局の免許手続の特例（第二十条の四―第二十条の十二）	第二節の三　特定無線局の免許手続の特例（第二十条の四―第二十条の十二）
第二節の四　アマチュア局の様式の特例（第二十条の十三）	
［第三節　略］	［第三節　同上］
［第三章～第八章　略］	［第三章～第八章　同上］
附則	附則
（免許の単位）	（免許の単位）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　アマチュア局	八　アマチュア局
［九・十　略］	［九・十　同上］
［２～９　略］	［２～９　同上］
（申請書）	（申請書）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
２　前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。ただし、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）を除く。）にあつては、第二十条の十三に定める様式によることができる。	２　前項の申請書の様式は、別表第一号のとおりとする。